



Q 民生委員・児童委員はどのように選ばれますか。

A 市民の中から選ばれ、3年に1度、全国で一斉改選が行われます。地域の実情をよく知り、福祉活動に理解と熱意がある人の中から、自治会などの推薦で候補者が選ばれます。そのため、地域の理解と協力が必要不可欠です。その後、市と県の推薦会の審査を経て、厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で再任もできます。

Q 民生委員と児童委員は違う人が委嘱されるのですか。

A 民生委員として委嘱されれば、児童福祉法に基づき、児童委員も兼ねることになります。そのため、同じ人が2つの役を務めることになります。

Q 民生委員・児童委員にはどのような活動がありますか。

A 直接会うほか、電話などでも相談することができます。生活に対する悩みや不安、気になることがあれば、気軽に相談してください。皆さんの立場に立って相談を受けることに努めています。

Q 民生委員・児童委員は問題を解決してくれる人ですか。

A 民生委員・児童委員は、福祉に関する地域の身近な相談役で、援助を必要としている人を適切な専門機関へつなぐ役割を担っています。ケースによって問題が複雑だったり困難だったりする場合には、関係する機関と連携し、問題を解決する支援者の一人として見守りなどの支援をします。

Q 民生委員・児童委員に報酬はありますか。

A 活動に必要な交通費や研修費などの経費は支給されますが、ボランティアとして活動しているため、報酬や給与は支給されません。

Q 主任児童委員とはどのような委員ですか。

A 子どもや子育てに関することを専門に担当し、子どもたちを見守りながら、学校や区域担当の民生委員・児童委員と連携して支援活動をしています。

Q 新生児がいる世帯には、お祝いギフトフレームを手作りし、プレゼントする活動などもしています。

Q 相談した内容の秘密は守られますか。

A 民生委員法などに基づき、民生委員・児童委員は、職務で知り得た情報や内容の守秘義務があるので、必ず秘密は守られます。



支えあう 住みよい社会 地域から

子どものことから高齢者のことまで、地域住民に寄り添いながら話を聞き、見守りしている「民生委員・児童委員」について紹介します。

interview



市民生児童委員協議会副会長
兼西根地区会長
田村 市郎 さん
担当行政区＝岡村・山子沢

地域のつながりを大切にしていきたい

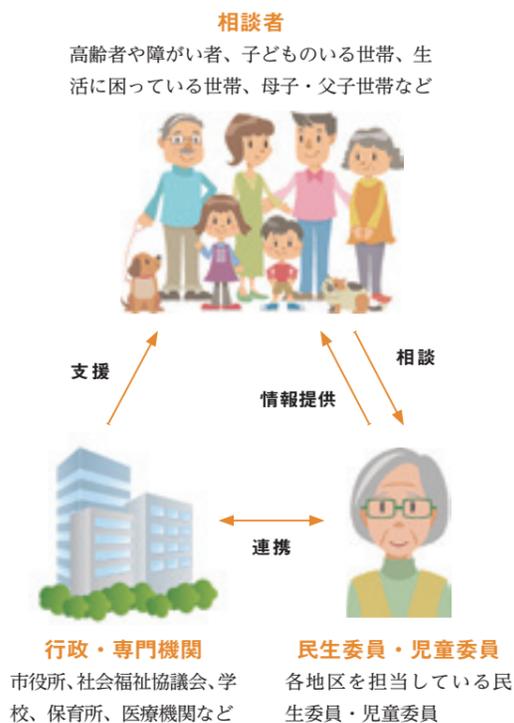
平成19年12月から民生委員・児童委員となり、活動を始めて今年で13年目です。任期は5期目になります。以前は農協に勤めていて、地域の皆さんには大変お世話になったので、何かお返しすることができればと思い、引き受けました。

地域住民の実態把握のため、主に高齢者の1人暮らしの家を定期的に訪問し、悩みや不安、気になることなどが無いかなど、日常会話を交えながら聞き出すなど、話しやすい雰囲気づくりを心掛け活動しています。初めてのころは業務内容もあまり分かりませんでしたが、毎月開催している地区ごとの定例会で、情報

交換や課題共有し、相談者の問題解決につながるよう努めてきました。

それでも、社会の変化と共に、抱えている生活課題、福祉課題は、さらに多様化、複雑化し、委員の負担増加も問題となってきました。そんな時代だからこそ、改めて地域のつながりを大切にしていきたいと思っています。地道に活動を続けながら、委員の活動を地域の皆さんに知ってもらい、見守りや声掛けなどに関わってもらおう。そうすることで、困っている人が1人で問題を抱えこみ、社会に取り残されることがない地域を一緒にやってつくっていききたいです。

【イメージ図】



民生委員・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱する非常勤特別職の地方公務員で、皆さんの福祉に関わる日常生活での困りごとを聞く身近な相談相手です。

地域には、高齢者や心身に障がいを持つ人やその家族、育児に心配や不安がある人、生活が苦しい世帯など、さまざまな悩みを抱えている人がいます。民生委員・児童委員は、支援が必要な人たちの相談に耳を傾け、適切な支援が受けられるように、行政や相談所などの関係機関と相談者をつなぐ、大切な「橋渡し役」を担っています。

地域の見守りや訪問活動で「お元気ですか。お変わりないですか」の何気ない声掛けから生まれる「人と人との心のつながり」を民生委員・児童委員は大切にしています。それぞれの地域で自ら足を運び、顔を合わせる機会を増やすこと、困っている人に寄り添い、信頼関係を築くことで、皆さんの身近な相談相手になろうと、民生委員・児童委員は日々活動しています。

民生委員・児童委員は福祉の大切な「橋渡し役」